

令和 2 年 3 月 6 日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 21 号

1. 国基本計画中間検証報告のとりまとめに向けた議論が進んでいます

令和元年度は、国基本計画の中間年度にあたるため、成年後見制度利用促進に関する各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討する「中間検証」を行ってきました。

第 1 回～4 回までの中間検証WGを終え、各WGの議論の内容を踏まえた中間検証報告書（骨子案）について、2 月 27 日に第 5 回専門家会議を開催し議論しました。

今回は、第 4 回WG及び第 5 回専門家会議について併せてご報告いたします。

第 4 回中間検証WG

第 4 回中間検証WGは、①制度の周知 ②不正防止の徹底と利用しやすさの調和をテーマとして令和元年 12 月 26 日（木）に開催しました。

厚生労働省からは、成年後見制度利用促進に係る令和 2 年度予算案や、[広報・啓発活動等に関する以下の地域の取組例](#)等を報告しました。

- ・尾張東部権利擁護支援センター（愛知県）
- ・権利擁護センターあじがさわ（青森県）
- ・うらやす成年後見支援センター（千葉県）
- ・新宿区成年後見センター（東京都）

また、法務省からは、[任意後見制度の利用状況に関する調査結果等に関する報告](#)がありました。

WG委員からは、制度利用のメリットや好事例などについても周知すべきこと、判断能力が低下したのに任意後見契約が発効されない問題について対応を検討していく必要があること、後見制度支援預貯金について更なる普及が期待されること等のご意見がありました。

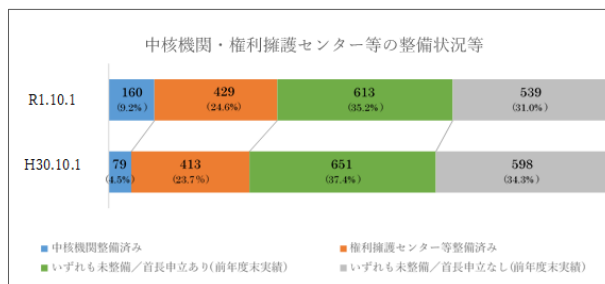
➤ 本号の掲載内容

1. 国基本計画中間検証報告のとりまとめに向けた議論が進んでいます
2. 都道府県研修を開催しました
3. 「認知症に関する世論調査」の結果について
4. 各地の取組を紹介します
(大分県臼杵市、岩手県)
5. よくある Q&A

第 5 回専門家会議

令和 2 年 2 月 27 日、第 5 回専門家会議が開催されました。昨年 4 回にわたり開催された中間検証WGにおける議論の状況等に関する報告がなされた上、[中間検証報告書の骨子案](#)を踏まえた意見交換が行われました。

また、厚生労働省から、[令和元年 10 月 1 日時点の自治体の取組状況調査結果](#)を報告しました。中核機関・権利擁護センター等については整備済みの自治体が合計 589（約 33.8%）に増えていますが、中核機関の整備予定時期を未定としている自治体も多く、各委員からは、一層の取組推進の必要性が指摘されました。



(画像をクリックすると、資料本体をご覧いただけます。)

最高裁判所からは、[大規模な家庭裁判所において検討中の報酬算定の大枠の考え方](#)に関する報告があり、後見人の報酬についても複数の委員からご意見がありました。

これまでの議論を踏まえて、今後、中間検証報告書のとりまとめが進められます。報告書がまとまり次第、ニュースレターでもお知らせいたします。

会議資料、議論の詳細等については、[厚生労働省 HP の成年後見制度利用促進専門家会議のページ](#)をご参照ください。

2. 都道府県担当者研修を開催しました

今年度から国研修の一環として、令和2年1月16日（木）に都道府県担当者研修を開催し、都道府県及び都道府県社会福祉協議会の職員の皆様81人にご参加いただきました。

当日は、講義、取組の実践報告、演習と盛りだくさんの内容でしたが、ブロックごとの担当者同士で活発な意見交換が行われました。



【プログラム】

科目	講師
【行政説明】 成年後見制度利用促進の動向と都道府県の役割	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
【講義】 体制整備に向けて都道府県に期待される役割 ～地方自治体と連携する裁判所の立場から～	最高裁判所 事務総局家庭局
【実践報告】 都道府県における成年後見制度利用促進体制整備の取り組み	【実践報告者】 ・宮崎県福祉保健部長寿介護課 主査 有村 淳 氏 ・神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部 課長 小野 真由美 氏
【演習】 都道府県研修の企画立案に向けて ～体制整備の状況把握と取り組み課題の明確化～	【進行】 ルーテル学院大学総合人間学部 教授 福島 喜代子 氏 【コメンテーター】 実践報告者の有村氏、小野氏

実践報告では、宮崎県・有村様から、市町村向けの研修や連絡会等での市町村支援における工夫について、ご講義いただきました。特に何も言わない市町村の方々が「本当は迷ったり困ったりしていること」を丁寧に聞き出してその支援をしていくことが、宮崎県内の中核機関の整備を促進していることがよく分かりました。

神奈川県社会福祉協議会・小野様からは、県社協として権利擁護センターを運営する中で蓄積された権利擁護支援のノウハウとネットワークを基にした、家裁との連絡協議会、事例検討会、法人後見支援・研修、市民後見人の養成、アドバイザー派遣等についてのご講義をいただきました。

演習では、それまでの講義や実践報告を受けて、個々で課題整理しブロックごとのグループ内でそれを共有し合うことによって、自身の都道府県における今後の取組について改めて考えていただける機会になったと思います。

また、都道府県と都道府県社協の各担当者がペアで受講された地域では、現状や課題認識を共有し、今後の方針を話し合う時間としていただくことができました。

【今後、取り組みたいこと～参加者より～】

- ・ニーズ調査をして現状を把握し、体制整備の必要性を認識してもらう
- ・町村、島しょ部へ個別に働き掛けをする
- ・検討会勉強会など定期的な話し合いの場つくりまでつなげたい
- ・(市町村の)困りごとの拾い上げをしていく仕掛けをする



なお、基礎・応用研修、都道府県担当者研修の資料は、[\(福\) 全国社会福祉協議会HP](#)に掲載されていますので、利用上の注意をご確認の上、ご活用ください。

各研修には、ご多忙の中、多くの方にお越しいただきありがとうございました！
来年度の基礎・応用研修は、同様の内容で、**東京、福岡県、宮城県**の3カ所で開催する予定です。
都道府県研修は9月に東京で実施したいと考えています。ぜひご参加ください。

3. 「認知症に関する世論調査」の結果について

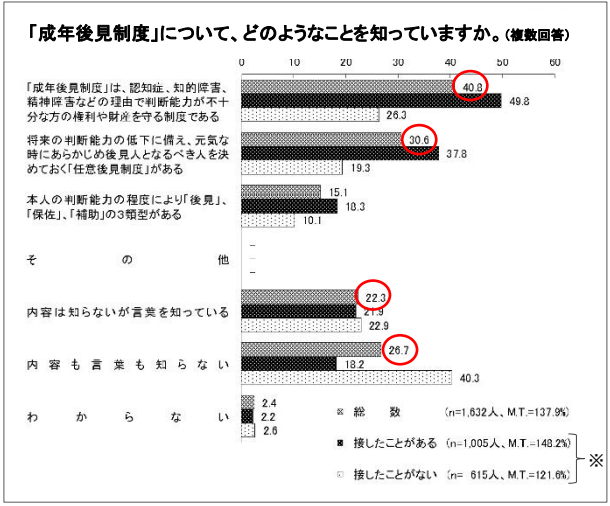
内閣府による「認知症に関する世論調査（令和元年12月調査）」の結果が公表されました。

成年後見制度の認知度に関する調査結果を見ると、「判断能力が不十分な方の権利や財産を守る制度である」ことを知っている人は約4割、「任意後見制度」について知っている人は約3割でした。一方で、成年後見制度の内容を知らない人が約半数に上っており、制度が十分に知られていないことがわかる結果でした。

厚生労働省では、令和2年度に、任意後見・補助・保佐類型を含む成年後見制度の全国的な広報を実施する予定ですので、本調査結果も踏まえて実施方法等を検討していきたいと考えています。

なお、調査結果は、[内閣府 HP](#)に掲載されており、年代、性別、回答者の居住地別等の集計データ（CSV形式）も確認できますので、各地域において制度の周知をする際にぜひご活用ください。

・調査期間は、令和元年12月5日～15日（個別面談形式）
 ・全国の18歳以上の3,000人を対象に実施
 ・有効回収数1,632人（回収率54.4%）



※認知症の人と接する機会の有無（画像をクリックすると、調査結果の概要をご覧いただけます。）

4. 各地の取組を紹介します

県内第1号！大分県臼杵市に中核機関誕生！

臼杵市では、平成26年4月より、社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会に業務委託し、「臼杵市市民後見センター」を設立、法人後見体制を整備しました。今回、令和元年10月に定めた「臼杵市成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、令和2年1月1日に、同センターを中核機関として位置付けました。

自治体概要
 R2.3.1時点
 ◇人口：38,211人
 ◇面積：291.08 km²
 ◇高齢化率：39.72%

これまで以上に、誰もが生涯を通じ、住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していける地域づくりを目指します。

これまで以上に、誰もが生涯を通じ、住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していける地域づくりを目指します。

中核機関の概要

名称：臼杵市市民後見センター
 運営開始：令和2年1月1日
 運営方法：委託（受託先：社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会）
 職員数：1.5名（常勤専従職員1名、兼務職員0.5名）

業務内容

- ①市民後見人の育成、活用、支援
- ②広報活動（制度周知、講師派遣、研修会等の開催等）
- ③適切な後見人の選任
- ④利用者・後見人の双方の支援を継続する仕組みの構築
- ⑤地域連携ネットワークの構築



岩手県で成年後見制度利用促進に係る協定締結

令和元年1月10日に、岩手県八幡平市、岩手町、葛巻町と、同市町内に特別養護老人ホーム等を運営する7カ所

自治体概要（圏域）
 R2.2.1時点
 ◇人口：42,348人
 ◇面積：1,657.72 km²
 ◇高齢化率：41.6%

の社会福祉法人とで、成年後見制度の利用の促進に係る協定を締結しました。地域内における専門職後見人の担い手が不足している状況を踏まえ、広域での法人後見の活用を目指します。

協定内容のポイント

1. 3市町は、法人後見受任体制の窓口となり、協定を締結した社会福祉法人の後見等の受任や業務を開始した後の情報共有について連絡調整に当たる。
2. 社会福祉法人は、同法人が運営する施設の入所者の後見人等にはならない。
3. 社会福祉法人が後見業務を行うのは、日常的な金銭管理及び身上監護が中心となるケースを想定している。
4. 3市町は、候補者調整会議を開催し、被後見人と後見を担う法人とのマッチングを経て、申立てを行うこととしている。
5. 3市町、弁護士会等の専門職団体、社会福祉法人は、協働して連絡会議を設置し、社会福祉法人への助言等を通じて、後見活動が適切かつ公正に行われるよう支援する。



（上）盛岡北部成年後見ネットワーク事業・盛岡北部法人後見受任体制協定締結式の様子
 ※各市町の首長、社会福祉法人の代表者

5. よくある Q&A

直営が良いか、広域整備がいいか、悩んでいます。

?



わが町はこれまで、高齢者についても障害者についても、必要な事案について町長申立を行うために、必要に応じて専門職の方から助言を受ける仕組みを整えてきました。

こう考えるとこの仕組みを拡大した直営の中核機関の整備を考えた方が良さそうな気がします。

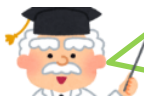
一方で、市民後見人の養成に着手すべきだと思いますが、それはわが町単独でやるより、近隣自治体と広域で取り組む方がいいと思っています。

現在庁内で中核機関の整備について協議中ですが、広域か、直営か、悩んでいます。

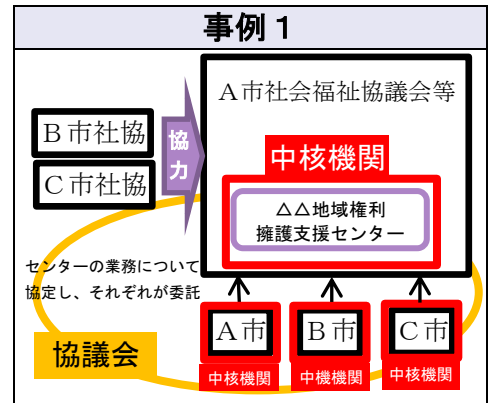
現在、さまざまな地域で、実情に応じた中核機関の整備が進められています。「直営」「委託」「広域整備の委託」以外のパターンについてご紹介します。

事例1 直営整備 + 二次的相談の委託

長野県の上伊那郡では、8市町村で協定を結び、伊那市社会福祉協議会に「上伊那成年後見センター」業務を委託しています。それぞれの市町村の担当も一次相談やマッチング、後見人支援（総合相談）を行い、上伊那成年後見センターは、各市町村単独では判断が難しい事案の二次相談、マッチング、後見人支援（専門相談）、広報の機能を担っています。このことから、それぞれの市町村と上伊那成年後見センターの両方を中核機関として位置づけています。



市町村直営の相談窓口と、広域整備の委託型センターの両方を中核機関と位置づけることで、市町村の役割を明確にした上、人材とセンターが有する専門的知見をシェアすることができています。

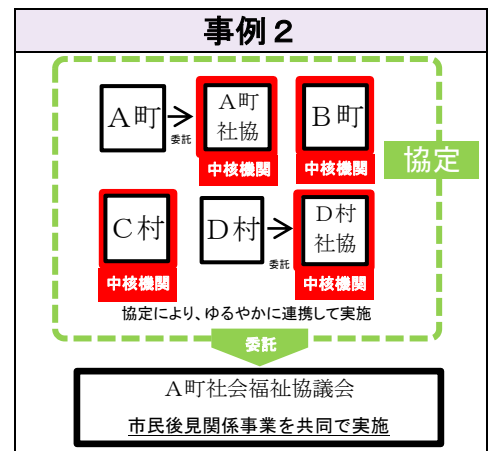


事例2 地域の実情にあわせた整備 + 緩やかな広域連携

北海道 京極町を含む羊蹄山麓地域の8町村は、それぞれの町村の実情に応じて直営または町村社協への委託による中核機関（広報機能、相談機能の2つの機能）を立ち上げました。その上で、市民後見人の養成と市民後見人支援については、8町村で協定を締結し、京極町社協を中心に、連携して取り組みを進めています。このように、利用促進機能（担い手の育成、市民後見人の推進）と後見人支援の機能を、「協定」という緩やかな連携で実施するという方法を選択している自治体があります。いきなり広域で中核機関を整備するのではなく、少しずつ協力しながら広域での協働を進めたいという場合は、この方法が有効です。



中核機関の広域委託をお願い出来るような社協や法人がない場合でも、「市民後見関連事業については、〇年まで一緒にやろう」という合意はしやすいと思われれます。そして、市民後見人の推薦や選任後の支援の取り組みを実施していけば、それを拡大することで、親族後見人等への支援も実施することができるようになります。計画的、段階的体制整備の参考となる事例です。



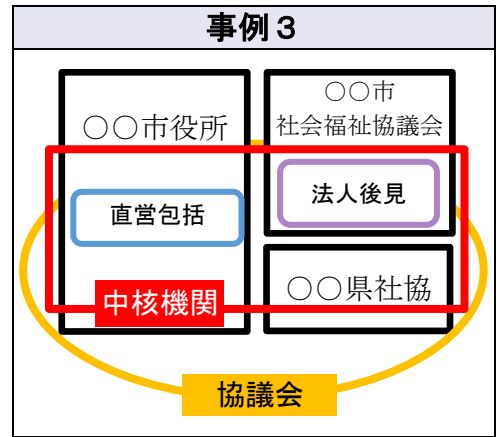
事例3 機能分散型での整備

香川県三豊市では、市直営の地域包括支援センターがあり、専門的助言を受けながら権利擁護の相談対応を行う仕組みをすでに作っていました。そこで、直営地域包括支援センターが、相談機能、困難ケースではない受任調整機能、後見人選任直後のチーム支援（地域ケア個別会議を活用）の機能を担っています。市の社会福祉協議会は法人後見を実施しているため、後見人支援機能（親族後見人や市民後見人の支援）を担っていく予定です。

また、困難事例についての受任調整機能・後見人支援については、「かがわ後見ネットワーク」（専門職が立ち上げている法人、香川県社会福祉協議会が事務局として参加）に委託し、この仕組みを近隣市町村とシェアしています。

権利擁護についての仕組み（例えば、相談窓口や法人後見実施機関など）を色々な部署に整備してきた市町村は多いと思われます。自治体として整備してきた機能を一カ所に一本化することが困難な場合は、このように機能を分散した形で中核機関の整備を始めることもできます。

このような機能分散の場合、進行管理をする部署を決めておくことで、いつの間にか支援から漏れてしまう事案がでることを防ぐことができます。また、「〇年度には、〇〇について検討する」ということを決めておくことで、それぞれの実施状況を確認しながら、中核機関の機能のさらなる充実を検討することができます。



困難事例での成年後見制度活用の必要性やマッチング、後見人支援等について専門職等から助言を受ける仕組みを近隣自治体とシェアできると、専門職等の不足にも対応できます。また、それぞれの自治体が困難事例への対応方法についての知見を共有することができ、対応力が高められるとも思われます。

まとめ



- 広域圏域 …… 専門職の助言を受ける仕組み
担い手の育成や支援
- 各市区町村圏域 …… 身近な相談窓口
(制度の開始や、制度利用後の
相談を受ける)

このように、4つの機能のいわば「一階部分」と「二階部分」を分けて、中核機関の整備をすることもできます。計画的、段階的な機能整備を、検討していきましょう！



～利用促進室 短信（自治体のみなさまへ）～

3月中に「令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の国庫補助協議（依頼）の事務連絡をお送りする予定です。

都道府県及び市区町村が活用できる当室の補助メニューは、昨年同様、「成年後見制度利用促進体制整備事業」及び「日常生活自立支援事業」です。2月4日にお送りした事務連絡を参照の上、ご準備ください。

※同補助金の協議依頼は、地域福祉課（予算係）から、都道府県及び市区町村の同補助金全体の窓口及びとりまとめの担当部署にお送りします。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

